

[個人情報保護特記事項]

(個人情報の取扱い)

第1条 受注者は、本契約による委託業務（以下「委託業務」という。）に関連し、八尾市（以下「発注者」という。）から預託され、又は自ら取得した個人情報については、個人の利益を侵すことのないよう善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(再委託)

第2条 受注者は、委託業務を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務付けなければならない。

2 前項の規定は、発注者の承認を得た再委託先の変更を行う場合についても同様とする。

3 受注者は、第1項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ発注者の指定する様式により作成した個人情報取扱業務の再委託に係る承認申請書を発注者に提出しなければならない。この場合において、発注者は、承認をする場合には、条件を付することができる。

(個人情報の利用及び第三者への提供)

第3条 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報を第三者（再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

(個人情報の管理責任者及び担当者の承認並びに安全確保の措置)

第4条 受注者は、委託業務において個人情報を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、契約内容の遵守状況及び委託先（再委託先を含む。）における個人情報の取扱い状況について、発注者に定期的に報告しなければならない。

(調査等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者（再委託先があるときは再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。

2 受注者は、発注者からその調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。

(委託業務が完了した場合等における個人情報の消去及び媒体の返却)

第 6 条 受注者は、委託業務の完了又は解除その他の理由により、発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、次の各号に掲げる方法により速やかに処理し、発注者の指定する様式により作成した返却廃棄等報告書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が別段の指示をしたときは、受注者はその指示に従うものとする。

(1) 破碎、溶解、焼却等の方法により個人情報を復元及び判読不可能な状態にすること。

(2) 返却すること。

(事故等の発生時における報告等)

第 7 条 受注者は、発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本特記事項に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、発注者から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、受注者は当該指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 8 条 受注者は、受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報（発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本特記事項に係る違反等があった場合は、これにより発注者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する受注者の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。

(契約終了後の効力)

第 9 条 本特記事項の規定は、委託業務に関連して受注者又は再委託先が発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、委託業務の完了又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。